

令和5年第12回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月10日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2BC

3 出席委員 17名

会長

20番 森 義博

委員

1番 金谷 広大

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

18番 小野 列子

欠席

2番 乗田 栄一

17番 中谷 徳善

19番 小山内 清人

4 次第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第52号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第53号 農用地利用集積計画の決定について
議案第54号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第55号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第56号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について
報告第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
報告第19号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
主幹	山形 英己

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 5 年第 1 2 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 17 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、15 番 柳原 一夫 委員、
16 番 白戸 裕丈 委員のご兩名を指名いたします。
また、書記には山形主幹を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林政策課 太田主

事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年10月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、一戸敏彦推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業3件、あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年10月11日午前11時から、乗田栄一委員、佐藤善一委員、高橋克也推進委員で五所川原北地区の法務局照会1件。

令和5年10月18日午前9時から、工藤昇委員、小笠原進委員、奈良正推進委員で五所川原北地区の法務局照会1件。

令和5年10月20日午後1時30分から、小山内清人会長職務代理者、鳴海和実推進委員、金澤榮推進委員で金木町中柏木地区の法務局照会1件。

令和5年10月24日午後1時30分から、乗田栄一委員、一戸孝志委員、一戸敏彦推進委員で五所川原北地区の法務局照会2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第52号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第52号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転4件です。2ページをご覧ください。

- 1番 大字浅井字種取、田3筆、合計6,909㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,600,000円の有償移転です。
- 2番 大字藻川字川袋ほか、田5筆、合計10,570㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,853,900円の有償移転です。
- 3番 金木町喜良市新富田、田2筆、合計2,789㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額20,000円の有償移転です。
- 4番 大字金山字松ヶ枝、田2筆、合計216㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額100,000円の有償移転です。
- 5番 大字長富字竹崎、田2筆、合計3,029㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額250,000円の有償移転です。
- 6番 大字川山字森内、田1筆、316㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額30,000円の有償移転です。
- 7番 大字長富字飯詰川より南ほか、田4筆、合計8,154㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額410,000円の有償移転です。

- 8 番 大字一野坪字朝日田、田 1 筆、85 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 9 番 大字稲実字開野、田 9 筆、合計 23,780 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償移転です。
- 10 番 大字太刀打字柳川ほか、田 13 筆、合計 8,002 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 11 番 金木町川倉七夕野、畑 1 筆、4,027 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,000,000 円の有償移転です。
- 12 番 金木町喜良市坂本、田 1 筆、117 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 23,400 円の有償移転です。
- 13 番 金木町芦野、畑 1 筆、1,239 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 14 番 磯松苗代沢、畑 1 筆、4,627 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 80,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当で
あると判断されます。

議 長 暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
議案第52号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転8番以外について
審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転8番以外について
原案のとおり許可いたします。
つづきまして、所有権移転8番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」
となりますので、18番、小野列子委員は退席をお願いいたし
ます。

小野委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転8番について原案
のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転8番について原案のとおり決定いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

小野委員 (入室)

議長 つづきまして議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 9ページをご覧ください。

議案第53号、「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定55件、所有権移転1件です。

10ページ、番号1番から33ページ55番までの利用権設定55件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

34ページの所有権移転1件につきましては、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第53号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、利用権設定 1 番から 3 番以外について審議いたします。

 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番以外について原案のとおり決定いたします。

 つづきまして、利用権設定 1 番から 3 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、6 番 秋谷委員には退席をお願いいたします。

秋谷委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番について原案のとおり決定いたします。

6 番 秋谷委員の入室を許可いたします。

秋谷委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第 5 4 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。
参与から説明をお願いします。

参与 3 5 ページをご覧ください。
議案第 5 4 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は 3 件です。

別紙 A 3 サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字松野木字松本、田 4 筆、期間は 2 年。借り賃は 10a あたり 25,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字松野木字蓑捨、田 6 筆、期間は 3 年。借り賃は 10a あたり 20,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

3 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字神山字霰走、田 4 筆、期間は 2 年。借り賃は 10a あたり 25,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議 長 議案第54号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第54号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第55号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 36ページをご覧ください。
議案第55号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。
青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は5件です。
37ページをご覧ください。

- 1 番 農地の所在は、大字川山字千本、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。
- 2 番 農地の所在は、若葉一丁目、田5筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

3 番 農地の所在は、金木町中柏木鎧石、畑 3 筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

4 番 農地の所在は、大字藻川字蟹渕、畑 1 筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。

5 番 農地の所在は、大字藻川字蟹下、畑 1 筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

調査の結果、全て非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第 5 5 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 5 5 号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 5 5 号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 5 6 号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 3 8 ページをご覧ください。

議案第 5 6 号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について

耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」

に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

39 ページをご覧ください。

- 1 番及び 2 番 大字神山字山越、畑 2 筆、合計 6,324 m²
- 3 番から 7 番 大字神山字山越、田 5 筆、合計 6,328 m²
- 8 番 太田山の井、畑 1 筆、4,777 m²

別の資料にて説明いたします。耕作放棄地に係る農地・非農地の判断対象地（参考資料）をご覧ください。

2 枚目は今年度の農地パトロールで農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料でございます。

3 枚目は議案の 1 番から 8 番の非農地判断をした確認結果になります。

全ての農地を非農地と判断した主な理由は、長年の休耕により樹木及び雑草が繁茂しているため、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については 4 枚目及び 5 枚目になります。

次に資料 1 をご覧ください。令和 5 年度耕作放棄地等利用状況調査結果であります。

1. 調査期間は 8 月 18 日から 9 月 1 日まで 10 日間行ないました。
2. 状況確認者は、地区担当農業委員、推進委員、農林政策課職員、農業委員会職員です。
3. 耕作放棄地等面積について、
令和 4 年度耕作放棄地等面積は、168,260 m²、
今回解消された面積は、5,276 m²、
新たな耕作放棄地等面積は、3,450 m²、
非農地判定の耕作放棄地面積は予定で、17,429 m²です。

令和 5 年度の耕作放棄地面積は予定で、157,290 m²です。

4. 今後の調査及び指導等に向けた「3つのステップ」はご覧の通りです。

2枚目、3枚目は農地パトロールで、A判定又は解消、非農地判断を把握した一覧です。

合計で、176,908㎡です。

4枚目をご覧下さい。令和5年度総括表です。

耕作放棄地面積は、五所川原地区、96,552㎡、

金木地区、40,985㎡、

市浦地区、19,753㎡です。

耕作放棄地等解消面積は、五所川原地区5,276㎡です。

次の令和5年度地目別内訳表はご覧の通りです。

以上、非農地判断及び利用状況調査結果についてになります。

議長 議案第56号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第56号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第52号から議案第56号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局

(報 告)

議 長

その他に何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。